



平成 19 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 エ イ ジ ス
 代表者の役職名 代表取締役社長 齋藤 昭生
 (JASDAQ コード番号 4659)
 問い合わせ先 財務経理部長
 西岡 博之
 T E L 043-350-0567

(訂正)「平成 20 年 3 月期 中間決算短信」の一部訂正について

平成 19 年 11 月 7 日に公表しました「平成 20 年 3 月期 中間決算短信」に一部訂正がございましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所 (訂正箇所は、下線で示しております。)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

<訂正前>

(24 ページ)

前中間連結会計期間末 (平成18年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成19年 3 月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 956,566千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,004,211千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <u>95,980千円</u>

<訂正後>

前中間連結会計期間末 (平成18年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成19年 3 月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 956,566千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,004,211千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <u>959,980千円</u>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<訂正前>

(44 ページ)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は4,501,980千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正により、((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法令第6号) 及び (法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は4,924,541千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

<訂正前>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は4,501,980千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当社は、法人税法の改正により、((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法令第6号) 及び (法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は4,924,541千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

以上